行

全国環境整備事業 協同組合連合会

☞ 100-0014 東京都 千代田区永田町2-17-17 アイオス永田町 612 号室

TEL (03) 6453 - 0607 FAX (03) 6453 - 0608

環境整備事業関係広報紙

【12 月号】

化槽保守点検清掃·産 業廃棄物等の取扱業 者による全国団体の 広報誌です。 会員·関係企業·官公 庁・地方公共団体に頒 布しております。

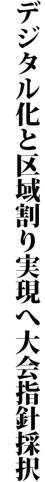
目 次

1面…浜松市で第47回全国大会を開催

所



第47回全国大会:11浜松に会員ら750名



言を採択した。会場には全国から750名の出席があり、また ル化、一般廃棄物収集運搬業許可の区域割りを盛り込む大会宣 衆議院議員、立憲民主党の馬淵澄夫衆議院議員、福山哲郎参議 静岡県の川勝平太知事、自民党の城内実衆議院議員や細野豪志 院議員など多くの来賓が出席した。

ディスカッションを行い、大会の成果として維持管理のデジタ

た取り組みなど、浄化槽を取り巻く課題について講演・パネル

を開催した。浄化槽の放流水質向上や、清掃率100%に向け 長)は10月30日、静岡県のアクトシティ浜松で第47回全国大会

全国環境整備事業協同組合連合会(全国環整連、玉川福和会

槽の経時的管理は難しい。 掃・維持管理だが、デジタ 会長は「本日の大会テーマ は一般廃棄物、浄化槽の清 会を宣言。さらに主催者を 業蔑視があった。 しかし職 **業蔑視は業界の努力によっ** ル化されていなければ浄化 はデジタル。私たちの仕事 し払拭することができる。 全国環整連の玉川 の川勝知事は「水環境保全 ら祝辞が述べられ、静岡県 れ表彰状が手渡された。 役員7名の代表者にそれぞ 表彰が行われ、従業員29名、 その後、出席した来賓か







(立憲)

玉川福和会長

いても先取りしていただき

そして区域割りの実施を関

記念講演

後は、「生活排

盛大に開催した。

と気候変動対策

一が開かれ、関係団体、国会

午後6時半からは懇親会

からも多数の来賓を迎え、

い、環境省とし

手で採択した。

の向上を盛り込み満場の拍

ル化による浄化槽放流水質

| 化槽清掃率の向上、デジタ があり、区域割りによる浄

ってきた遺品整 不適正事案、近 区分に触れつ を説明した。ま

関根信副会長より指針発表

終わりに大会総括として

(平成26年)等

見を交わした。

馬淵澄夫議員 (立憲)

一般廃棄物処理事業は自由 になっているとおり、この 題も存在する。今、環境事 国になった。しかしまだ課 競争のような状況が生じて 行われているために、自由 業高度化議員連盟でも議論 いる実態がある。 競争にはなじまない。そし 代が、時には偏見や差別と 守られている。皆様方の先 がきっちりとやっていただ れを委託や許可業者の皆様 治体が行うべき業務で、そ て区域が割られずに業務が たからこそここまで進んだ も戦いながら取り組んでき 処理という分野は本来は自 議員は、「この一般廃棄物 私もさら 川勝平太静岡県知事 辞を述べた。 化によって効率化、 事長を務めているが、この 高度化というのはデジタル 境事業高度化議員連盟で幹 このうち細野議員は、「環

^{境協の}飯塚泰行理事長が開

次いで優良従業員・役員

まず開催県を代表し、静

環協)青年部による大会旗 環境整備事業協同組合(静

何が求められているか結論

を出してまいりたい」と挨

端を紹介しながら、我々に

大会は午後1時、静岡県 | 本日はそのデジタル化の一

人場にて始まった。

高度化 であろうかと思う。そして 現には清掃率の向上が必要 役割と伺っている。その実 清掃率の向上に必要なの 憲民主党においても一般廃 区域割と承知している。立 が、皆様が課題としている マは生活排水の適正処理と

の一般廃棄

8通知の実効性ある運用、 らお話のあるとおり、10・ 率の実態調査を行ってお 問題解決に当たっていると い」と意気込みを述べた。 り、私どもも実態に基づい ころ。環境省では今、清掃 棄物処理議員連盟を立ち上 て全力を尽くしてまいりた 上げた高度化議連とともに 福山議員は、「先ほどか 先ほど城内議員が取り 格について た廃棄物の の重要通知 て今後推進する地域循環共 年課題とな つ、排出事業者責任の重要 10・8通知 6・19通知 などにも言及した。 物の取り扱 理等に伴って発生する廃棄 性と過去の

槽の適正な普及に努めてま ながら、皆様とともに浄化 いりたい」と述べた。 3~5面…区域割り、デジタル化へ 2面…一廃適正処理で環境省講演 8面…自民、立憲議連が総会開く パネルディスカッション に取り組んでまいりたい と挨拶した。

平参議院議員(自民)が祝 憲)、宮澤博行衆議院議員 馬淵澄夫衆議院議員(立 さつき参議院議員(自民)、 処理推進課の松崎裕司課 らは静岡県議会の中沢公彦 議院議員(公明)、若林洋 院議員(立憲)、上田勇参 衆議院議員(自民)、片山 長、国会議員の細野豪志 員(立憲)、福山哲郎参議 (自民)、小山展弘衆議院議 長が代表して挨拶。 議長、浜松市の山名裕副市 さらに環境省廃棄物適正 続いて地元議会、行政か

> たが、10・8通知でも触れ てまた城内議員が触れられ を図るということ。そし

いりたい。

今日の大会を契

ションを開いた。

今後も前に進んでまいりた られているように、市町村 い」と挨拶した。 備が必要とされている。皆 の一般廃棄物処理行政を適 様の現場の声を聞きながら 正に運用するための体制整 馬淵議員は「本日のテー

けた。

い申し上げ

献していただくことをお願 まり、地域環境の保全に貢

める中、杉本基久雄牧之原

理化適正委員長が司会を務

全国環整連の田中禎一合

機に、皆様の団結が一層深

を与野党関係なく行ってま

係省に強く

求めていくこと

は、一般廃棄物処理計画の 環境保全の重要性と市町村 なことと、 棄物の適正処理に当たって について講演した。一般廃 廃棄物の適正処理の推進」 適正な策定と運用が不可欠 環境省の松﨑課長が「一般 このあと それに関連し、 は講演に移り、

明らかにした 物処理責任の性 たい」と呼びか (平成20年)や ル化、区域割りによる浄化 | 説を受けつつ、今後求めら |み、維持管理作業のデジタ がパネリストとして参加 葉大学の小川浩名誉教授、 市長、埼玉県地域婦人会連 槽清掃率の向上について意 れる維持管理業務のデジタ 水質改善の事例について解 ル化と、データ活用による 維持管理の適正化の取り組 全国環整連の玉川福和会長 し、岐阜県における浄化槽 合会の柿沼トミ子会長、常

テーマにパネルディスカッ 水の適正処理と役割」を 若林洋平議員(自民)



片山さつき議員 (自民)



小山展弘議員 (立憲)



上田勇議員(公明)





お越しいただいていますが、自分

挨拶要旨

ザ地区で亡くなった方が は、日本人はだんだん戦争 3000人が子供たちで 8000人、そしてうち ような気がします。 あったという報道がありま した。このことで思うこと に慣れ始めていると、その 子供たちがなくなったと 今朝のニュースで、ガ

第47回全国 争の火ぶたを切る日が来るのでは 本日は国会議員の先生方も多く て、そしてやがては台湾有 事が日本の有事として、戦 いていません。こうして ということにまでは結びつ 子供、孫たちが死んでいく ても、それが自分の家族や たんだん戦争に慣れていっ いうことを聞いて心を痛め

処理水を汚染水と言い間違えまし い。今、地球上では戦争がどんど の肉親も死んでいく事態はそう遠 なことと言えるか。 問われるような状況が本当に正常 けでもありません。これで責任が なのかと情けない思いもします。 ん増え、これが成熟した人間社会 に処理水が汚染水になるというわ に。 しかし言い間違えたからといっ 話ではないと捉えていただきた 国内では8月に農林水産大臣が

話をしながら、こんなことを言っ 臆病になりました。 私もこうして て大丈夫かという気がします。 今、日本人は言葉を発するのに しかし、考えたことをもっと言

きではないかと思います。 タルです。私たちの仕事は一般 一方で、本日の大会テーマはデ 浄化槽の清掃・維持管理

合い、お互いが変わっていくべ

があります。

う廃棄物を配っているようなもの りにしかなりません。記録票とい 業者が仕事をしたという証拠づく とって何かの役に立つかといえば、 しかし紙の記録票が管理者に

持管理について理解をいただく必 そしてまた、業者が行う適正な維 状況を保っているか確認をする。 れを見て、自分の浄化槽が良好な タル配信をするような方向に改め めにも、そろそろデジタル化をし なければなりません。管理者はそ 浄化槽の経時的な管理をするた お客様である管理者にもデジ

私たちの業界は過去、職業蔑視

が必要であるかを議論して、結論 でいくべきかを明確にしてまいり を出す。そして業界がどこに進ん 紹介し、パネルディスカッション たちは認識しなければなりません。 の努力不足もあるということを私 があるとするならば、それは業界 よって払拭できます。いまだ差別 たいと考えておりますので、 を通じてこれからどのようなこと ですが職業蔑視は業界の努力に 本日はそのデジタル化の一端を よろ

務であり、違反した浄化槽管理者 には罰金刑まで科せられます。 この清掃は法律で定められた義 講

管理者からすると年に5回も紙を 録票に記録し、管理者に渡します。 もらうことになります。 に合計5回、浄化槽が設置された に保守点検、 般家庭を訪問します。そして記 私たちは年に1回清掃し、さら 法定検査を含めて年

切れません。 社会的に地位が高い仕事とは言い というものがありました。

しくお願いします。

整連第47回全国大会in浜松

演

般廃棄物の適正処理の推進について

般廃棄物処理計画の適正な策定と運用を説明

環境省 環境再生·資源循環局 廃棄物適正処理推進課 課長

松﨑

裕司

氏

物の適正処理の推進について」を講演した。一般 知等の重要通知、また近年の課題となる地域循環 物処理計画の策定と運用、6・19通知、 廃棄物の適正処理確保に当たって必要な一般廃棄 共生圏の構築と気候変動対策などにも言及した。 棄物適正処理推進課の松﨑裕司課長が「一般廃棄 全国環整連第47回全国大会講演では、 10・8通

策」の2項目に分けて行わ の構築および気候変動対 の推進」「地域循環共生圏 松﨑課長の講演は大き | に当たっては、何よりも一 可欠となっている。これは 廃棄物処理法第6条に定 な策定と運用の徹底が不 般廃棄物処理計画の適正 められており、市町村はこ

の推進では、初めに「一般 廃棄物の適正処理の推進|いうちに収集し、 の保全上の支障が生じな の計画に従って生活環境



処分しなければならない」 と強調した。

、運搬し、 |19通知では環境保全の重 平成26年10月8日に重要 処理責任の性格、一般廃棄 要性、市町村の一般廃棄物 通知を発出しており、6・ 物処理計画の策定および して、平成20年6月19日、 環境省ではこれに関連

町村の一般廃棄物行政に の項目について触れ、「市 おいては、環境保全を前提 めて重いもの」と説明し 策を推進する」一市町村の とし、国民の安全・安心が 環型社会形成のための施 確保されることを軸に循 いる。松﨑課長はそれぞれ べた。

物処理責任は極めて重い 理責任の性格、平成26年1 損害賠償請求事件」の趣旨 廃棄物処理業許可取消等、 について触れられており、 は、市町村の一般廃棄物処 月28日の最高裁判決「一般 |廃棄物の区分について説 | 要を説明した。

また事業系廃棄物につ

の固定化技術)

それぞれ概 の導入など

新規許可または許可更新 ことを、改めて部長通知に を行った場合には、既存業 ずに一般廃棄物処理業の の影響等を適切に考慮せ まえた既存業者への事業 長宛に通知した」「最高裁 般廃棄物処理計画を踏

び運用をお願いする」と述 理計画の適正な策定およ 合も含めて、一般廃棄物処 通知等により周知してき 能性がある。これは6・19 よび趣意に沿ったもの。改 た廃棄物処理法の目的お 許可等は取り消される可 めて委託または許可の場 者からの訴えにより当該 策を取り上げた。 生圏の構築と気候変動対 の施策として、地域循環共 物処理に関連する環境省 ニュートラル等の国の目

> への移行、リサイクルの高 盛り込んでいる。循環経済

構築に向けた取り組みを

推進と地域循環共生圏の

正処理の確保、脱炭素化の

時を含めた持続可能な適

けた資源循環の強化、災害

の努力や、地域社会貢献等 画の策定等の取り組みが れる必要があることから、 または許可業者において クション21の認証登録等 求められる。さらにエコア 続的かつ安定的に確保さ 事し、その適正な運営が継 と理解を求めた。 による住民からの信頼向 守はもとより、事業継続計 「環境法令、労働法令の遵 も公共性の高い事業に従 上を図ることが望ましい」 一方で松﨑課長は、委託 車両等における対策、実証 棄物処理施設や収集運搬 温室効果ガスの削減、バイ 資源循環促進法等による における中長期シナリオ 廃棄物分野の温室効果ガ 標を受け、この重要性は一 ネ技術の導入といった廃 入、EV車の導入や、省エ オマスプラスチックの導 (案)」を示した。 が令和3年8月にまとめ ス排出量の推移と、環境省 層増しており、松﨑課長は た「廃棄物・資源循環分野 中のCCUS(二酸化炭素 ここではプラスチック

講演の様子

また10・8通知に関して

明しながら、事業者責任の 重要性について取り上げ |される弁当

廃プラスチックを念頭に

『がら等の少量 | もし市町村が事業系廃棄

ので、仮に少量

する場合には、

| 道府県と相談した上で、排 釈を変更する場合には、都 物の取り扱いについて解

出事業者に周知する必要

があるとした。

松﨑課長は、このほか

正に処理する必要がある 棄物処理計画に基づき適 的処理責任のもと、一般廃 る場合には、市町村の統括 準の遵守、マニフェストの する場合には、排出事業者 な対応が求められ、事業系 交付、書面の契約など厳格 の処理責任のもと、委託基 一般廃棄物として処理す 産業廃棄物として処理 通常は事業系一般廃棄物 | 般廃棄物処理業の近年の されることについて注意 基本的には公衆衛生の観 前述の厳格な規制が適用 視されて 点から速やかな処理が重 なって排記 液体廃棄物と渾然一体と を促した。 して処理な であっても産業廃棄物と として扱わ 置いたもの

出される場合、

置物の取り扱い、遺品整

物の解体時等における残 者が関係する問題、建築 規制権限の及ばない第三

| 理等に伴って発生する廃

棄物の取り扱いなど、一

腐敗性の固形・

ことを述べた。 これは事業所等で排出

一環境省の見

2解を述べつつ、一明した。

われているとの

|課題についても紹介、説

いることから、

地域循環共生圏の構 廃業者の協 **一次力要請**

2050年カーボン また講演では一般廃棄 |源のバイオマスへの転換||う計画的に進めていくこ |て小さくはない」と説明。 量の約3%と言われてい ル・ケミカルリサイクル等 制するとともに、マテリア さらに「廃棄物の発生を抑 36%と推計 環によって貢献できる余 全体の温室効果ガス排出 による資源循環と化石資 地がある部門の排出量は 効果ガスの排出量は、日本 を図り、焼却せざるを得な るが、松﨑課長は「資源循 また廃棄物分野の温室 しており、決し システムの構築を図りな を可能な限り抑制するよ えて将来にかかるコスト 規模災害への備えと並行 化などによるごみ排出量 がら、人口減少・少子高齢 度化や地域における循環

や組成変化への対応を、大

|保しつつ、人口減少を見据 して進める。適正処理を確 運用について触れられて

理施設整備計画を取り上 とを目指す」と述べた。 ガス排出をゼロにするこ ルギー回収とCCUSに い廃棄物についてはエネ げ、 ここでも 「 3Rの推進 物分野における温室効果 に閣議決定した廃棄物処 し、2050年までの廃棄 | 分野も含めた温室効果ガ よる炭素回収・利用を徹底 と循環型社会の実現に向|講演を終えた。 終わりに令和5年6月 業者の協力に期待を述べ、

ス排出量の削減に貢献す の取り組み等によって、他 とが重要」と説明した。 と、改めて一般廃棄物処理 な価値を創出する施設を ることが可能。地域産業の 整備していくことが重要」 振興など、地域に多面的 収やメタン発酵、資源循環 また「廃棄物分野は熱回

区域割り、デジタル化による浄化槽適正管理と高度化

【パネリスト】 静岡県 牧之原市長 埼玉県地域婦人会連合会 会長 常葉大学名誉教授 全国環整連 会長

杉本基久雄 氏 柿沼トミ子 氏 浩 氏 福和 氏

【司会】

全国環整連 合理化適正委員長 全国環整連 青年部長

禎一 氏 紀幸 氏

~ 生活排水の適正処理と役割

第47回全国大会のパネルディスカッ ションは「生活排水の適正処理と役割」 とのテーマで行った。浄化槽の清掃率 般廃棄物収集運搬業許可にお

る良好な放流水質の確保について議論 した。各パネリストからは適正な維持 管理確保の必要性と、デジタル化によ る浄化槽清掃業の高度化、業界の地位

て衝撃を受けたことは、小

てろっており、かつては多 人口は大体 ま川に流していたことで 力の強い薬品を工員の方が 素手で扱い、それをそのま

ですが、水には境がありま 策をしなければならないの 気、廃棄物とさまざまな対

|全国環整連の田中禎一合

化槽が入っていても適正な 水道は不効率であると、合 管理がなくてはなりません 併処理浄化槽が最適とのこ ですけれども、 には、下水道だけでなく合

は非常に重要なことだとい デジタル化されるというの うことをつくづく感じまし | 整理ができるのだろうと思 る記録票と比べてみて、透

ジタル化については、浄化 私が最初に水につい を設置すれば全てきれいに

そこで問題になるのは汚 | ども、どんどん人口が増え、 一時は川がごみだらけにな

があり、使い方を誤ると水 浄化槽の処理能力には限度 想を、もっと業者の方から うな一緒に考える機会を与 質悪化の原因になるんです

場に行かなければなりませ

検は実施率が

この見直しともう一つ、

例というものをつくりまし

ル化というお話を聞きまし 私の家も合併処理浄化槽 今、デジタ うに聞きましたので、過去 | は十分保存可能だというふ のところ5年以上のデータ 伺ったところによると、今

また、さらに私の希望を かけによって設置された環 これは全国環整連の働き

述べさせていただくと、今 た際に環境省が発出したも 検査の適正な実施を求めて 民)、一般廃棄物処理議員 要なので、そこを知りたい

結局分からずじまいとい

保守点検の実施率調査を環

の仕方を考えなければなり うことなると、せっかくの

掃の情報を得ることによっ らない人がいるのではない そういった意味から言う

うことで、必ずしも生活の

実態と合わないことがある

化槽は補助金を出し、交付 | 槽の方が維持管理は徹底さ 要性は周知されています |おりますので維持管理の必 の段階で厳しく指導をして がしています。合併処理浄 れていないというような気 市では合併処理浄化槽が 設置基数を見ると、牧之原 一を知らない人が多いのでは する機会が少なく、やる必 が、単独処理浄化槽は周知 で、おそらく単独処理浄化 槽が8569基ということ ないでしょうか。 6437基、单独処理浄化 それと単 ・独処理浄化槽の 原因がどこにあ いうことすら知 まう。一般住宅の場合は大 槽が家の面積で決まってし 広ければ7人槽になるとい 1人暮らしでも家の面積が つの区切りですけれども、 ん増やしていただきたいと 体130平方メートルが一 いうのが第一です。 そのときに、設置する人

るという。つまりリアル 岐阜県の状況がよく分か えていただいたことに感謝

ということを思い出しま

聞いたことがないし、使っ

がありますので、我々市町

いかと思います。県に権限

義務づけられているとは

ていく必要があるのではな

者の情報を把握し、指導し

)けられている」 | のデジタル化によって設置

資料の85ページ、その下に のかと考えていましたが、 にこの道具を持っている ションを進めるに当たっ 中、これからディスカッ で大きな差が発生している 時の感想で たこともないというのが当

と思っています

独処理浄化槽から合併へ転

それから今、本市では単

換することを推進していま

|を出す方が有効ではないか

直接管理者の方にお知らせ

も、県が指導徹底をして、

村も当然頑張りますけれど

べることができるという タイムで過去の結果を調

用する道具について思った

されている清掃点検前に使

いきたいと思います。 のかということを説明して て、こういう状況からどう いうふうに変わっていった

デジタル化が必要 とです。本来はこのような | 個人的に思うのは、果たし 入手できるのかなというと こ 無点検・無清掃の情報が づけられているということ 槽管理者に法定検査が義務 一るかといえば、やはり浄化 ということから私も低いと 一之原市においても37・7% 検率低迷の 査の実施率が32・4%、牧 管理の状況 いうことを感じました。受 ご説明のあった維持 |を見て、法定検 | す。これによって今、転換 況です。 | 基数が増え始めたという状 で72万2000円が出ま 助しており、5人槽の場合 す。宅内配管工事費まで補

ただ一方で、残念なこと

| るというのはあると思いま 一ら、ここが出ないとなると |全て市町村となります。新 | ち切りになりました。 継続 いる面もあるわけですか 設の補助を行うことによっ に新築については補助が打 今後はまた周知が難しくな 持管理の実施率が上がって て、補助金と引き換えに維 しようとするとその負担は

柿沼 私が思うことは、ま ず合併処理浄化槽をどんど

村が公的な補助を出してい

検査が不要という誤った認

行っているところの方がや

はり法定検査受検率が高い 受検率を上げるために

維持管理の部分で市町 も単独処理浄化槽であれば

|ただくことが効果的です。 認識が深まるのではないか 併転換についても、そもそ 境に良く、自分も環境保全 に協力しているのだという また単独処理浄化槽の合 ので合併転換が進むように お勧めしていただければな 浄化槽が普及し、そしてま だいて、少しでも合併処理 大切さについてお話をいた た役所でも補助が出ている ものですから水増ししなけ が5上がれば7と読むと いったことです。 水増し行為です。メーター

廃許可区域割り無ければ 浄化槽清掃率は低迷

りがなされていない市町の 域のところにバツ、区域割 清掃率は非常に悪い状況が 域のところに注目をいただ ほどの資料の88ページ、区 的な問題もありますが、先 くらく一括契約」という一 年ほど前に清掃率の向上に ていたときがありますか 括契約を始めたのが昭和63 岐阜県でも清掃率と保守 岐阜県の場合は今から35

ければデータ取得ができま うということです。 難しいという状況になりま じ可能性がありますので、 その隣も、その隣の隣も同 れると話はそこで終わって 清掃が義務づけられている 50%程度で落ち着いてしま しまいます。そうなると、 なたとは別の何々という会 んですよと営業をしても、 いや、していますよ。あ これはなぜかというと、 本日のテーマとなってい 結果として清掃率は |年です。清掃、保守点検、 ろいろな話が出ます。あそ び、今日はあなた方の区域 きていない対象業者を呼 をなくすようにしました。 などと悩ませるようなこと さらに法定検査を全てまと いうことで区域割りをしま 性は確保できないだろうと ないとこの一括契約の実効 月は清掃、今月は保守点検 とまるまでやりますと迫る 一斉にやるのだと。そうで の時代でした。

はデジタル化が進んでいま (会場より質問)岐阜県で

第 567 号

取り組みです。

区域割りができてきて、し

と他の人たちも諦めて区域 かし最初は時間がかかりま 割りをしようという話にな したが、1、2カ所できる

り返し行ってきたのが昭和 点検はしなくていいと説明 ろでやってもらえれば保守 業者も清掃業者で私のとこ 保守点検は、私のところで ていいと説明したり、清掃 ども100%の区域割りが 町村くらいありましたけれ 認めてほしいという話をし したり、こういうことを繰 契約をすれば清掃をしなく 90%を超えました。以前は 大体5年ほどで契約率は できました。これによって りで合意を取り付けたので そして役所には、区域割 があります。なぜ役所の人

| 示で工事が進むかという話 3業者なので、その業者で やってくれと言う。この指 か分からない。でも業者は とします。市役所でここの ここに電球がいくつかある 電球を交換してくれと言い 区域割りがなぜ必要か分

らあんなことを言っても す。ですがその後、町長か くと一旦は町長は合意しま です。組合として交渉に行 で役所に料金交渉したわけ れば仕事にならない。そこ

ります。 と言われ断念するわけで を増やさなければならない いうことであるならば業者 らったらかなわない。そう

すところもない。したがっ れていないことを知ってい 読み込み、冒頭で挙げた機 て廃棄物処理法を一生懸命 やっていない。記録票に記 としては誰も清掃前点検は すべき清掃前点検が実施さ はここまで抵抗するのか。 たかもしれない。でも実態

玉川福和会長 象とはならないことも併せ 18年経ちますけれども、

た。その切っ掛けは料金の 岐阜県では昭和56年

|30万基ほど設置される時期 こともできます。仮に年間 ば下水道から浄化槽を守る う。生活排水を処理できれ がありました。私はその時 という見本もない。 に単独浄化槽を廃止しよ つて単独処理浄化槽が年間 一方で、日本全国ではか

あまりに単価が安かった

と言うと、浄化槽でも抵抗 がった。その次は浄化槽だ ことを粘り強く繰り返して もらうしかない。こういう ない。やはり単価を上げて ですから絶対にすべきでは しかし水増しは詐欺行為 割りの根拠として廃棄物処 れたことで、司会より区域 でいこうと。 玉川会長が区域割りに触 廃棄物処理法にも

|法6条、7条によって区域 とが示された。廃棄物処理 るとの指摘を受けているこ 談合にあたる」おそれがあ 公正取引委員会から「官製 するということについて、 エリアを定め、役所も了解 業者同士が暗黙の内に業務

すが、その経緯を教えて下 | 具機材のところに行き着い はあるけれども、今までこ い。こうすればいいですよ んな機材を使ったことがな 清掃前点検を行う必要 槽を設置することになった

るかに低い予算で同等の効 す。従って下水道の必要性 30万基の合併処理浄化槽を 果を上げることができま 整備すれば、下水道よりは ら大変なことになる。彼ら ずとも遠からず。ただ引き との言葉は今でも耳に残っ たらめだということです。 のやっている維持管理はで ています。ですが、当たら

はなくなるのだから、これ かりと法律で定められたと | が私の、デジタル化に向け 清掃前点検も含めて、しっ 強く持っていましたから、 か払拭したいという思いを か、差別的な部分をなんと りの記録票を書くだけで 抜くだけの清掃をして、清 おりの作業をして、そして | た原点です。 その時、業界蔑視という

区域割り実施が明記

理法6条、および7条が説 また全国で散見される、 少が予想され、現在の事業 と考えています。 この体制が継続されるもの 収集・運搬が可能なことか 者の体制によって安定的な 後はし尿、浄化槽汚泥は減

明された。

はやらなくていい、安くで が、私どもに保守点検をや らせてもらえれば法定検査 は保守点検も必要です。そ 一方で浄化槽維持管理に

併前の体制を引き継いで区

合

るために区域割りも必要で があります。清掃率を上げ いて思うのが、全国にはこ 玉川 杉本市長のお話を聞 なことではないかと思いま 100%に近づくと思って す。そして役所のフォロー 努力で清掃率を上げる必要 きやすくはなります。 決断すれば業界としても動 のような意識を持った人が ゲットを絞って指導してい 少ないということです。 くということが、 要なことと思います。ター 管理をすることは非常に重 ただ、基本的には業界の 少ないけれども、役所が

りデジタル化によって行 こういうことから、やは がしっかり判断することが を決める。団体のリーダー ただしまずは業界が方針

しかしその時に猛烈な反 | デジタル化による高度化を | 必要です。 何十年も立ち止

らはもう脱出する。職業差 点で、この思いは会場の皆 かりました。しかし職業蔑 ましたが、かなり時間もか 別は業界の責任です。これ タルで入力するようになり 化の始まりです。 いることを証明できるよう にも通じるものがあると思 視をなくすことが一番の原 思いで始めたのがデジタル 水質が良好な状況を保って います。こういうところか な体制をつくる。こういう 今、ようやく全員がデジ です。

| 今の状況ですので、そこか まってきてしまったのが |ら脱却しなければなりませ

条ではこう定めているわけ ることが前提ですよと、6 がどこをやるかも分からな いわけですから。区域を割 立つはずもありません。誰 す。複数業者がいて、区域 らない」と明確にしていま る計画を定めなければな 処理法の6条には、「市町 を定めずにこの処理計画が の一般廃棄物の処理に関す 先ほど読み上げた廃棄物

は見たことも聞いたことも るかと聞けば、そんな条件 な条件はどこかに書いてあ 活環境保全上、必要な条件 めなくていいとはどこにも 条件を付すことができる」 ん。多くの自治体で区域を ろは全国どこにもありませ 部分についても、この必要 を付すことができるという とされています。区域を定 法の第7条11。これをどう が、定めていないなら必要 な条件を定めているとこ とができる区域を定め、ま または第6項の許可には、 読むかと言えば、「第1項 定めていないところはある 書かれていません。また生 たは生活環境保全上必要な そしてまた、廃棄物処理 般廃棄物の収集を行うこ と同時に、 かというふうに思います。 ている業者との信頼関係が いただくということが、私 小川 こう 非常に大事なことではない はないかなと思います。 高まることにつながるので たち住民からすると信頼が

ですから私はデジタル化

けれども、徐々に受検率が

上がってきたという経緯が

| それでようやく、まだまだ 当課、各機関に働きかけて、 大変な問題意識のもとで担

受検率としては下の方です

ある程度決まっ

|は期待に応えるつもりもな はり区域は定める必要が ですから、議連の方では、

ら、皆さんの決意も改めて い。これはもう突破すると | ときに重要になるのが、効 いただきたい。

| とを、業者の方から教えて 載っている道具の一覧につ すし、業者との信頼関係で るのではないかなと思いま と同様に地域づくりにおい ていくという発想も変えて くためには、業者との信頼 年きれいに使わせていただ るんですよというようなこ ても大きな役割を担ってい というのは、プロパンガス そこでこの合併処理浄化槽 型の下水道をどんどん広げ | 県ではここまでデジタル化 いう固い決意でおりますか | 率的な業務を行うというこ でこういうふうに使ってい いて、これはどういう目的 言えば、資料の81ページに 高齢化社会の中では、従来 いかなけれ 関係が必要です。今の少子 **柿沼** 合併処理浄化槽を毎 だばなりません。 とです。 | この2点だと思います。 こ |そして団体の長の統率力、 |の考えで言えば、やる気、 |で出席された川勝知事が、 ました。しかし本日も来賓 が最下位だった時期があり れは浄化槽に限らず、さま 議論しても進みません。こ れがない限りは、いろいろ ありました。これは私なり は、先ほど、どうして岐阜 とと、市民、浄化槽管理者 常に重要なことです。 ざまな制度を進める上で非 が進んだのかという質問が 物事を決めていくというこ 提供していくという前提で に対する公平なサービスを 清掃率の向上について 静岡県は法定検査受検率

業界 デジ タル化の取り組みに期待 の発展・地位向上へ

いう議論をする|います。

が重要と申し上げたいと思 | やる気と統率力、この2点 あります。そういう意味で、

流水質の確保が求められ の適正な維持管理に区域割 作業の高度化と、良好な放 デジタル化による維持管理 ていること りが必要で、さらに今後は ここまでの議論で浄化槽 | 化によって可能となった作 が明らかになっ | ら次のような言葉があっ | で改善した事例を示した。 |だった浄化槽が30度以上ま |連携して透視度10度未満 業の一例として、三業種が 終わりに各パネリストか

を踏まえ、 た。司会か

改めてデジタル

らは、この結果

な管理、そして水質が良く

杉本 デジタル化を進める

て、玉川会長をはじめ、業

の頻度で議論を進めていま

いう話も聞きました。これ

岐阜県では、偽りなく仕

はもう私たち一般住民の心 汚れの大半が生活排水由来 対する努力によって、川の いところで、企業の環境に なってしまいました。それ けれども、それを読みます 歩いた紀行本があるのです 冒険家で作家の女性が横浜 いうふうに思います。 は生活雑排水の入っていな ジミが生息しているのを見 とでは、私が埼玉県内でシ ことを書いていらっしゃい バートンというイギリスの 率が上がっていくのかなと を言っていただければ検査 とされていることをお伝え になってしまいました。後 たのがずいぶん昔のことに わけですけれども、水のこ ないけれども、非常に清潔 と日本人はそんなに豊では いますけれども、ぜひそこ なかなか言いにくいとは思 いただければと思います。 に到着し、日本中を旅して になって世界遺産になった 最初に申しましたよう 富士山もこのたび、清潔 皆様は水の守り人とし 凜とした民族だという 体連合会主催で、私もその ます。一方、概成後にどう メンバーとして月1回程度 て、(一社)全国浄化槽団 するかという話が今出てい

第47回全国大会指針

デジタルの目的は、浄化槽を経時的に管理し、良好な処理水を得 ることにあります。

そして、デジタルを推進するには、清掃率の向上が欠かせません。 一般廃棄物である浄化槽の清掃は、自治体の固有事務であり、市 町村には100%実施する義務があります。

市町村は自ら行えない場合にのみ業者に許可を与えることができ ます。

しかし、複数の許可業者がいる市町村において、区域を定めてい るところは、努力すれば清掃率 100%近く実施できているのに対し、 暗黙の区域ができている以外の市町村は結果として 50%ほどしか 実施できていません。

他業種の業務委託契約でも、委託の範囲を決めることは普通の行 為です。区域の定めのない浄化槽清掃許可では、計画的な業務が行 えず、清掃率が 50%前後であることは必然と言えます。

設置者は清掃を怠った場合、100 万円の罰金が科せられます。

業者は、定められた区域を 100%実施する責任があることを意識 しなければなりません。現場ではデジタルによって過去履歴を確認 し、水質状況を改善する作業を実施します。

全国環整連は市町村と協力して区域割りを実施します。 100%の清掃とデジタルを推進し義務を果たします。 以上第47回全国環整連大会指針といたします。

令和 5 年 10 月 30 日

|を令和8年度に55%、すな は現在92・6%です。これ ということと同時に、市民 思います。 とで国では方針を掲げてい 小川 汚水処理人口普及率 お祈り申し上げます。 だきたいと思います。業界 関する啓発もしていただい ためにぜひ力を入れて、今 界の方々が日本の水を守る わち概成を目指すというこ のこれからの発展を心より ナーとして走り続けていた 後も守っていただけたらと て、静脈産業のトップラン に対して浄化槽維持管理に 合併処理浄化槽を増やす ル化、この2本が重要な す。なんとか年度末までに 思っています。 キーワードになると感じま だいて、一括契約とデジタ ているのですけれども、本 は案をまとめたいなと考え 日、ここに参加させていた

それから法定検査という

清掃業者の皆様から

進めてまいりたいと思いま

た。我々も、業者の皆様を ければならないと思いまし り組みはぜひ進めていかな

含めて、しっかりと検討を

も、やっていますかという

催認をとって、検査が必要

くて、業界の人に会うと、 どんどん進めていくこと 「いや、どうせうちは下水 いう危機感も持っていま 無くなるのではないかと が、より良い市民サービス、 う浄化槽がなくなるから、 した。その時は私もまだ若 浄化槽の普及につながって いくのかなというふうに 以前は、いずれ浄化槽が 今後、こういったものを ではそこへ行き着くことは はずですが、今の管理状況 すという業界の姿勢が絶対 できません。デジタル化を いとの相談が役所からある 併処理浄化槽に切り替えた 業が立ちゆかないという地 まって、日本中で下水道事 た汚水処理施設です。 併処理浄化槽は極めて優れ 域が増えてきました。 その時に、下水道から合 そして今、人口減少が始

ましたので、今後のビジョ が今や、浄化槽という分散 いなというふうに思いまし ンとともに期待していきた 型汚水処理施設のメリット

| ラがが止まればその市は消 素早く整備することが必要 滅します。代わりの施設を 財政破綻する前に、 下水道という基本インフ

一ず、合併処理浄化槽に切り これ以上進めることはでき を進めてきました。役所と が、現在では下水道事業を は対立したこともあります 事をしようという取り組み 替えたい、力を貸してほし

会の懇親会には、大会に引

全国環整連第47回全国大

さ続き多数の来賓が出席し

玉川 日本で開発された合

いという相談も来ておりま

於自分

もに進んでまいりたいと思

こを目指して、皆さんとと な道であると思います。そ する。これが私たちの新た でもって行政の信頼を確保 して個別下水道という役割

|もしかすると廃業かな」と|に不可欠です。

懇親会に国会や関係団体、 地元行政から来賓多数

りたい」と挨拶した。

また懇親会から出席した

処理がより確実なものとな ている。一般廃棄物の適正 を示すことができたと考え

るよう今後ともご支援を賜

形県に決まった旨の発表が の全国大会開催県として山 された。その後鉄本秀樹副 **旗が丹野善将理事長に手渡** あり、玉川会長から連合会 会長の挨拶で閉会した。 懇親会の終わりには、

会の渥美誠議員が立ち、参 りたい」との祝辞があった。 塩谷立衆議院議員(自民) 加者は午後8時半まで懇親 我々も皆様が一層ご活躍い 処理浄化槽の合併転換をは し上げたい。浄化槽も単独 は日頃より生活環境の保全 しめ、まだまだ課題が多い にご尽力をいただき感謝申 からは、「皆様におかれて にだけるよう努力してまい 乾杯の発声には浜松市議



浜松市議会・渥美誠議員の発声で乾杯した



は、私たちが抱えている問

超、今後目指すべき方向性

お越しの皆様方におかれて

できた。改めてお礼を申-

上げたい。また本日会場に

飯塚泰行理事長

そして全国の皆様のお力添

組合の設立50周年を記念_ と全国大会を誘致し、組合、

冒頭で飯塚理事長は、「当

えでこの日を迎えることが





適正処理確保へ協働を呼びかける飯塚理事長

М ИПТО КОНКІ

逆洗式浄化槽には、これ1台。 18通りの作動プログラムをインストール済!



■ 自動逆洗式 メドーブロワ® ■ LAG-80E

☆お問い合わせは、お取り扱い販売店様へお尋ねください。

逆洗・ばっ気の切り替えが可能 右ばっ気、左ばっ気が1台で対応可能。

| 手動逆洗 6 • 12 • 168 (7日間) 時間 | 長時間設定可能。(通常10分)



簡単プログラム設定

【200Lまでの ピストン方式ブロワに取り付け可能



ブロロ☆彡

リニア駆動フリーピストン方式

(長寿命) (突然停止しない) (らくらくメンテナンス) **へ メドーブロワ**®

修理研修受付中/デモ機依頼お気軽に!

技術で、人を想う。

日東工器株式会社

メドー事業部 リニア販売部

〒146-8555 東京都大田区仲池上 2-9-4 Tel:03-5748-5521 Fax:03-3754-0258



エアーボンプブロワー 水中ポンプ・陸上ポンプ 給水ポンプ・薬注ポンプ 水質検査器・理化学機器 ガス検知器・送排風機 配水管清掃機器・薬剤 各種産業用ベルト・ホース

電動工具・制御機器・記録紙 浄化槽関連部品・FRP補修剤 マンホール・その他

水質検査器·理化学機器 浄化槽用消毒薬·維持管理剤

水処理関連機器の総合商社

答即配システムが当社のモットーです。

株式会社 日環商事

· 〒920-0333 石川県金沢市無量寺5丁目75番地

TEL:076-268-1771(代) FAX:076-267-5348 FAX専用 フリーダイヤル 0120-617-718

E-mail:info@nikkan-shoji.co.jp http://www.nikkan-shoji.co.jp

四国営業所 〒769-0103 香川県高松市国分寺町福家甲196番地1-101

TEL:087-813-7621 FAX:087-813-7011

九州営業所 〒812-0861 福岡県福岡市博多区浦田1丁目5番21号-7

TEL:092-558-4828 FAX:092-558-4827



TOHO

臭気改善で住み続けられるまちづくりを

衛生車・吸引車の臭気対策に デオマジック® VC1 オイル DEOMAGIC® VC1 Oil

🌯 お 得! 脱臭剤が不要になります。

簡 単! 今お使いのオイルと同様に定期的な交換だけ

新技術! 不快臭を取込んで良い香りに変える技術

デオマジック®VCオイルは糞便臭を甘い香りに変化させる潤滑油です。 作業者様や地域住民の皆様に大好評です。

お問い合わせ先

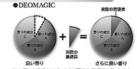
東邦車輛株式会社 部品営業課

〒236-0043 神奈川県横浜市金沢区大川3番1号 TEL:045-784-1195 / FAX:045-784-1196 Email:deomagic.vc1@shinmaywa.co.jp



消臭のメカニズム

DEOMAGIC, V



良い香りの「デオマジック」に不快な質便臭が加わ さらに良い香りに変わります。

DEOMAGIC VC1 Oil オマジック。VC1オイル



全国ネットの特装自動車の総合メーカー

東邦車輛株式会社

TEL: 045-575-9901 信越営業所 TEL: 025-283-6571 直販部 中部支店 TEL: 045-575-9902 TEL: 052-218-5123 直販部直販課 TEL: 045-575-9253 金沢営業所 TEL: 076-223-1191 北海道支店 TEL: 011-633-7101 近畿支店 TEL: 0798-52-2100 東北支店 TEL: 022-782-5040 東邦車輛サービス TEL: 072-433-2401 仙台部品出張所 TEL: 022-782-5065 中四国支店 TEL: 082-890-2882 北関東支店 TEL: 0276-89-1551 九州支店 TEL: 092-441-1951 TEL: 0298-22-5569 福岡部品営業所 TEL: 092-441-0634 茨城営業所 TEL: 03-3843-3351 南九州営業所 TEL: 099-252-2070 関東支店

MLSS / 界面計	MLSS計	溶存酸素計 DO計	pH / ORP計	pH≣ተ	塩素イオン計
SS-10Z	SS-10F	DO-10Z	KP-10Z	KP-10F	CL-10Z
¥250,000	¥220,000			¥90,000	¥170,000
沈殿槽の汚泥界面/MLSS測定	活性汚泥濃度測定	NEW DOセンサー OXNIT®: OX-V2	pH / ORP / 水温計	pH / 水温計 計量法型式承認 計器本体 第SS142号	測定レンジ自動切替機能付
ル教団のアラルテト国/WLSSの列及	14 江沙北縣及州北		型式 KP-102	電極 第S142号 Z KP-10F	
SS-10Z 測定範囲	SS-10F ng/g(表示は30000mg/Lまで) 0m 無し	測定範囲 DO: 0.00 ~ 30.00mg/ℓ 水温:0.0 ~ 50.0℃	測定範囲 0~±1900mV	0.00~14.00pH 900mVpH電極起電力 (ORP) 無し 0.0~50.0°C	鉛フリー対応でIP67相当の防水構造 測定方式 固体膜塩素イオン電極法 測定範囲 0.1 ~ 2000mg/L

KRK 笠原理化互業株式会社

本社・工場移転のお知らせ このたび、弊社は本社・工場を移転致しました。 電話番号・FAX番号も変更となりました。

本社: 〒340-0203 埼玉県久喜市桜田2丁目133番8 TEL 0480-38-9151(代) FAX 0480-38-9157 URL http://www.krkjpn.co.jp

比色試験器 ピストン式採水器 測定値のバラツキが少ない、電子式透視度センサー ミズテッポ1号/2号 プローブ型透視度センサー: TP-10Z 一体型透視度センサー: TP-30 アクアテスター、DPD試薬 1Z / 2Z シリーズ 72 シリーズ 1回で (9段階測定) (10段階測定) 500mℓ 採水OK! DPD残留塩素測定試薬 深い所 狭い所 比色法、ニーズに対応、粉末分包試薬、 浅い場所の 液体試薬をライナップ 従来 採水OK! プローブ型 一体型 透視度測定は従来JIS法に基づく 粉末分包試薬 目視測定式透視度計が用いられています。 型式 TP-10Z TP-30 測定方法 採水/投込 採水 2~200cm 目視式は測定環境の影響が大きい。 測定範囲 2~200cm 電子式透視度センサーは安定した測定を実現。 0~2Abs DPD-GL-10 DPD-WA-50 DPD-F-1 DPD-TL-1

KRK 笠原理化互業株式会社

本社・工場移転のお知らせ このたび、弊社は本社・工場を移転致しました。 電話番号・FAX番号も変更となりました。

DPD液体試薬

遊離残留塩素試薬 全残留塩素試薬

本社:〒340-0203 埼玉県久喜市桜田2丁目133番8 TEL 0480-38-9151(代) FAX 0480-38-9157 URL http://www.krkjpn.co.jp

都道府県

北海道 青森県

岩手県

宮城県

秋田県

山形県

福島県

茨城県

栃木県

群馬県

埼玉県 千葉県

東京都

神奈川県

新潟県

富山県

石川県

福井県

山梨県

長野県

岐阜県 静岡県

愛知県

三重県

滋賀県

京都府

大阪府 兵庫県

奈良県

和歌山県 鳥取県

島根県

岡山県

広島県

山口県

徳島県 香川県

高知県 福岡県

佐賀県

長崎県 熊本県 大分県

宮崎県 鹿児島県

沖縄県

合計

り組みについて説明すると 欠かせないデジタル化の取

れ下水道の運営が難し、

浄化槽の維持管理適正化に た。テーマは「デジタル」で、

びかけて十数年になるが、

この後は

政治ジャーナリ

一改善、岐阜県の水質保全の

携強化、システムの発展的

いまだここまでたどり着い

迫!台湾海峡, 専守防衛,

| などについて期待の言葉が

~日本が台湾有事で取るべ |あった。

ストの青山和弘氏が「緊 | 重要性、作業者の技術向上

様の取り組みを全国にも呼

令和5年度一廃処理実施計画が未策定の市町村(全国環整連調べ)

南部町、階上町、外ヶ浜町、今別町

遊佐町、庄内町、山辺町、新庄市

明和町、千代田町、大泉町

3 あきる野市、清瀬市、八丈町

3 秦野市、大磯町、湯河原町

太子町、千早赤阪村、富田林市

新温泉町

天理市、五條市、平群町

3 野田市、印西市、栄町

阿智村

1 清須市

香美町、

大石田町、米沢市、小国町、最上町、酒田市

湧谷町、大和町

柳津町、

平川市、黒石市、田舎館村、西目屋村、大鰐町、板柳町、三沢市、三戸町、田子町

三島町、西郷町、泉崎村、中島村、玉川村、浅川町、

魚津市、滑川市、黒部市、舟橋村、上市町、立山町、入善町、

7 鯖江市、越前市、大野市、永平寺町、越前町、高浜町、若狭町

7 大田市、江津市、飯南町、海士町、知夫村、津和野町、吉賀町

5 吉備中央町、総社市、井原市、瀬戸内市、備前市

龍郷町、徳之島町、天城町、和泊町、知名町

2 伊是名村、北谷村

約1000

201

輪島市、白山市、能美市、

楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯館村

結城市、常総市、坂東市、桜川市、行方市、大子町、美浦村、河内町、八千代町

足利市、栃木市、矢板市、さくら市、下野市、上三川町、益子町、壬生町、野木町

渋川市、藤岡市、吉岡町、上野村、神流町、下仁田町、南牧村、甘楽町、中之条町 長野原町、草津町、高山村、東吾妻町、嬬恋村、片品村、川場村、昭和村、板倉町

川北町、

西脇市、三木市、加西市、福崎町、神河町、相生市、赤穂市、宍栗市、たつの市

下松市、長門市、柳井市、山陽小野田町、和木町、上関町、田布施町、平生町

8 東彼町、南島原市、新上五島町、雲仙市、壱岐市、対馬市、小値賀町、東彼杵町

姬島村、竹田市、日出町、津久見市、豊後高田市、佐伯市、中津市、杵築市

23 薩摩川内市、いちき串市、南さつま市、志布志市、奄美市、伊佐市、三島村、湧水町 東串良町、錦江町、南大隈町、南種子町、屋久島町、大和村、宇検村、瀬戸内町

4年ぶりの岐阜大会「デジタル」に 1000 名

自民、 立憲

区域割り実現へ環境省と議連総会開

画策定、

清掃実施求める

とも区域割りを通じた一般廃棄物処理計画実施 の総会が同21日にそれぞれ開催された。 両議連 姿勢を崩さなかった。 では「実態を踏まえて検討したい」と硬直的な 棄物処理法違反状態の是正を求めたが、環境省 般廃棄物処理議員連盟(一廃処理議連、立憲) 衆議院第一議員会館で環境事業高度化議員連 浄化槽の適正な維持管理確保、廃 自民党)の総会が11月15日

要な内容だったが、 は空欄、マイナスなどの異 常値が多く含まれ精査が必 100%を超える、 あるい に断ったとおり、実施率が においては区域割りの有無 備 に誤りがあるか、清掃・保 市町村内の浄化槽設置基数 守点検回数の集計方法の不 異常値が発生するのは、 またはその両方が考え

ることから区域割りが欠か

は明ら

か

古殿町、広野町

守点検実施率の速報を示し 環境省が資料説明の際 と主張した。 いて関連は認められない」 では区域割りと清掃率につ

にかかわらず清掃率は90 割合が最も高く、「現時点 ~100%とした自治体の 早計に結論づけようとする の指摘が相次いだ。 環境省の姿勢を問いただし あることが明らかとなり、 とも1県については誤りが いても、総会の場で少なく にするべきではないか」と ヒアリングを行い、 を示した自治体については 表していないのでは意味が でいる背景があり、高度化 化槽の台帳整備に取り組ん 把握が十分でないために浄 ことは評価するが、実態を 「実施率調査に踏み切った また区域割りの有無につ 少なくとも異常な値 廃処理議連からは 明らか の策定状況を示し、

対象に実施した清掃・保

年5月に全国市町村を

総会では、

まず環境省が

環境省でも、これ まれる。 でなく、 理法、 正業務の実施であり、それ 処理計画の策定と運用も含 は浄化槽清掃率の向上だけ 割りを求めるのは廃棄物処 方 浄化槽法に則った適 全国環整連が区域 適切な一般廃棄物 することはできないのか。 ない。環境省から直接指導 ているというのは看過でき 義務が果たされず放置され

(一般廃棄物処理実施計画) 市町村が全国に201自治 く毎年度ごとの実施計画 発生量を把握する必要があ 策定するには一般廃棄物の に課せられた義務であり、 た。同計画の策定は市町村 体あることを明らかにし が未策定(令和5年度)の 般廃棄物処理計画に基づ 今回、全国環整連からは 同計画 理議 まっているの が63%でとど と述べた。 かにして直 るとするなら 長が「清掃 山崎誠事務 に改善すべき」 ば原因を明ら な市町村があ もしそのよう また一廃 融連では、 率 ち

議連総会のようす (高度化議連)

化議連では武田良太会長が も厳しい意見があり、 るよう環境省に求めた。 割りの実施を通じて、 に法令違反の状況を是正す これについては議連から 全国環整連は区域 直ち

へ強く働きかけを行ってい 実態把握と法令違反の是正 たが、両議連では引き続き 性について明言を終始避け 環境省は区域割りの必要 で、

「くこととした。

のではないか。すなわち区 域割りも必要ではないか

立憲民主党・一

向けた取り組みとして高

徹底されて

| 齢世帯

管理負担

があると考

ていると言うが、市町村の 策定について周知徹底し たら清掃率も向上していく あり、この部分が解消され 令違反ではないか。そもそ も計画未策定も法令違反で

一廃処理議連

伊 藤環境大臣が指導・助言と答

山崎誠事務局長が国会

共団体への指導を求め、伊 行った。山崎議員は地方公 崎誠衆議院議員は、12月 5日の衆議院環境委員会 連)の事務局長を務める山 処理議員連盟 掃の実施率調査を取り上 完全実施について質問を 棄物処理実施計画策定の 指導・助言してまいりた 質問では、環境省が実施 「維持管理の適正化に 浄化槽維持管理向上や政治課題で講演 は業界、 (一廃処理議 た。会場に 会との共催 浄化槽連合 大会を(公 令和5年度 ホテルで 阜グランド 岐阜市の岐 備事業協同 会などから で4年ぶり 組合連合会 全国環境整 は10月2日、 開 「早期 催 L 一把握できておらず、指導が |き役割は何か」と環境省に 深めた。 ともに、緊迫する台湾有事 化槽の設置状況を正 清掃実施率が低いのは浄 一め今後の対応を考えたい。 循環局の角倉一郎次長は 一問いかけ、 |か。 また国として果たすべ |状態をどう捉えているの も散見される。清掃実施は 63%で、30%台という数字 清掃実施率の全国平均は く評価している。一方で、 て説明した。 要だが、この結果を受け止 「数字は引き続き精査が必 義務であり、こうした違法 環境再生・資源

一合連合会

全国環整連)の「えを述べた。

不備もある

負担軽減に努めてきた。 度によって浄化槽管理者の ジタル化の取り組みについ と考えている」と切り出し、 は一定の成果を挙げられた 浄化槽の取り組みについて て「岐阜県では平成元年以 岐阜県で行われてきた浄デ 催は久しぶりだが、この間、 のような大規模な大会の開 から始まり、玉川会長は「こ への対応についても議論を 大会は「主催者の主張」 デジタル化の発端につい 浄化槽生涯機能保証制 浄化槽らくらく一括契 ただいて、 ちは浄化槽が下水道の受け | 次いで岐阜県環境整備事業 る事態が予 ムについて 年。ようやくここまで進ん 用されるまでにさらに5 めていかなければならな | 守点検、清掃、法定検査の 演もあるの とともに、 の皆様にも理解を深めてい できたと思う。本日ご出席 い」と説明 皿となるよう取り組みを進 | 協同組合から、浄化槽の保 を深めてま 要な台湾有事についての講 してまいり 援をいただ 改めて「ソフト開発に8 関係者の理解を得て運 | 県内の浄化槽放流水の状況 いりたい」と述 | は行政、業者、管理者の連 で、皆様と議論 大会のプログラ たい」と述べる | 有事をはじめ、近年の政治 けるように説明 | 町長をパネリストに、台湾 これからもご支 想される。 私た | き対応とは」について講演。 「また本日は重した。 市長、八百津町の金子政則 化槽のデジタル化について |ンでは、玉川会長、青山 について説明があった。 的課題について議論を深め 氏、さらに大垣市の石田仁 取りまとめが可能になった 目的、デジタル化によって 大会全体を振り返り、浄 パネルディスカッショ

う一つの理由として、一 答。また伊藤信太郎環境大 全国環境整備事業協同組 | てまいりたい」と改めて考 般廃棄物処理実施計画の 助言してまいりたい」との | て個別に聴取していると 境省としてしっかり指導・ 臣からは「是正に向けて環 果たすことが難しい状況 | ことは非常に問題がある 加えて山崎議員からは、 が大きく義務を えている」と回 のではないか」と改めて においては維持 | められた義務であり、こ 低迷しているも と考えている。 いないことや、 問いただした。

考えが示さ

「実施率が

|てまいりたい」と回答し、 |も役割をしっかり果たし 伊藤大臣は「環境省として よう強く指導・助言を行っ ながら、早期に策定される されていない理由につい れまで見過ごされてきた |思うが、これも法律で定 ころ。都道府県とも連携し るという。人員や体制の 不足等、理由はあるかと 体が全国に200以上あ 角倉次長は「現在、策定

調査によると、同計画 かわらず、未策定の自治 策定は義務であるにもか